

一般社団法人 日本印刷産業連合会 御中

個人情報漏えい防止に向けた対応徹底について(協力依頼)

平成26年8月28日
経済産業省
商務情報政策局
文化情報関連産業課

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められています。

今般、教育関係事業者において、極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民が不安を感じており、その払拭が喫緊の課題となっております。

このため、8月15日に茂木経済産業大臣から、個人情報保護の徹底に関する当面のアクションとして、①経済団体(経済団体連合会、新経済連盟、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)への個人情報保護に関する要請文の発出(8月18日)、②内部不正防止に関する緊急セミナーの実施(8月26日)、③「経済産業省分野における個人情報保護法ガイドライン」と「IPA 内部不正防止のセキュリティガイドライン」改訂(9月中目途)の3点を発表いたしました。

つきましては、個人情報保護の徹底については、上記の経済団体に所属する企業のみならず、広く各業界においても対応が必要であるため、貴団体におかれましても、会員企業等に対し、添付の文書に沿って、個人情報保護法等の遵守に関し万全を期すよう、周知して頂きますようお願い申し上げます。

なお、今後、経済産業省関係の個人情報保護に関する情報は、下記の当省ウェブサイト随時アップデートして参りますので、ご参考にして頂ければ幸いです。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/kojinjohotaisaku.html